

令和7年度

第4ゾーン 流雪溝時間割表

作成日:令和7年11月1日



<投雪作業上の注意事項>

- (1) 投雪作業前に必ず投雪口にカラーコーンや赤い旗を立てる。危険ですので子供さんを近づけないこと。
- (2) 投雪口にある転落防止と雪割りの中綱は、絶対に外さない。
- (3) 必ず通水を確認してから投雪すること。
- (4) 作業後は、除雪車等による破損防止のため蓋・取手を確実に閉めること。
- (5) 水上がりの原因となる「時間外投雪」と「機械による直接投雪」は禁止行為です。
また、流雪溝に誤ってスコップ等を流した時は、すぐに流雪溝運営協議会に連絡すること。
水上がりの原因となります。

*注意事項を守らず事故を起こした場合は個人責任を問われます。ご注意ください。

<連絡先>

- 流雪溝の通水(停止)の確認、水上がり、パトロール隊広報活動等に関する
こと
十日町市流雪溝運営協議会 ☎752-6485
- 流雪溝の水上がり、市道の投雪口破損、中沢川・榎川への違法投雪等に関する
こと
十日町市 建設課 克雪利水係 ☎761-7412 (休日夜間 ☎757-3111)
- 国道、県道の投雪口破損、1級河川への違法投雪に関する
こと
十日町地域振興局 地域整備部 維持管理課 ☎757-5203

<お知らせ>

この時間割表には専従職員の移動時間と
通水切替え作業時間が含まれているため、
通水開始・終了時間が数分前後することがあります。

- 通水期間は、**12月5日(金)から翌年3月10日(火)まで**です。

ただし、積雪降雪が少ない期間及び
春先で積雪が少なく、降雪の心配のな
い日は通水を停止します。

- 年末年始の休業日(通水停止)は、
12月31日(水)、1月1日(木)です。
- ただし、前日からの積雪及び降雪の多
い場合は通水します。